

大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の3に規定する基準等に関する要領を次のように定める。

令和3年10月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の3に規定する基準等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第16条第18号の3の規定に基づき、その事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 条例第16条第18号の3の市長が定める基準については、厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第336号）の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月 1日から施行する。